報告第35号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

専決処分第24号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年10月15日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

損害賠償額の決定及び和解について

学校施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

１　事故発生の日時

令和８年７月８日　午前９時30分

２　事故発生の場所

つくば市さくらの森32　つくば市立桜中学校

３　相手方

(1) 住所　土浦市■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名　■■　■■

４　事故の概要

つくば市立桜中学校において、除草作業中、刈払機によって跳ねた石が駐車していた相手方車両の左側後方の窓ガラスに当たり、破損させたもの

５　損害賠償額

金190,921円（過失割合　市100％　相手方０％）

６　和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金190,921円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。